

福岡都市圏南部環境事業組合財政状況の 公表に関する条例

〔平成18年8月7日〕
〔条例第21号〕

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第243条の3第1項の規定による財政状況の公表に関し、必要な事項について定めるものとする。

（公表の期日）

第2条 財政状況は、4月1日から9月30日までの期間におけるものを11月1日までに、10月1日から翌年3月31日までの期間におけるものを5月1日までに公表するものとする。

- 2 天災その他避けることのできない事故により、前項に規定する期日までに財政状況を公表することができないときは、できない事由が解決したときから1月以内に、これを公表しなければならない。

（財政状況の内容）

第3条 財政状況には、次に掲げる事項を掲載するものとする。

- （1） 歳入歳出予算の執行状況
- （2） 財産、地方債及び一時借入金の現在高
- （3） その他管理者において必要と認める事項

（公表の方法）

第4条 財政状況の公表は、福岡都市圏南部環境事業組合公告式条例（平成18年条例第1号）の規定の例により、これを行う。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、財政状況の公表に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成18年5月1日から適用する。